

罹災判定別 支援制度一覧

令和6年10月1日現在
申請したら にチェック！

(住家の罹災判定)

大規模半壊

被災者生活再建支援金 (国)

☎ 住民福祉課：☎ 52-3621

最大 250万円
(単身：187.5万円)

- ①基礎支援金… 50万円 (単身：37.5万円)
- ②加算支援金… 建設・購入：200万円 (単身：150万円)
補修：100万円 (単身：75万円)
賃借：50万円 (単身：37.5万円)

地域福祉推進支援臨時特例給付金

☎ 臨時特例給付金コールセンター：☎ 076-225-1956

最大 300万円

- ①家財等支援… 最大100万円 (家財：50万円 + 自動車：50万円)
- ②住宅再建支援… 建設・購入・補修：最大200万円
賃借：最大100万円

対象世帯：①高齢者(65歳以上)がいる世帯 ②障がい者のいる世帯 ③児童扶養手当受給世帯
④住民税非課税世帯・住民税均等割のみ課税世帯 ⑤震災の影響を受けて離職・廃業した人がある世帯
⑥世帯主・世帯員全員が抱える全てのローン残高が100万円を超える世帯 ほか

NEW!!

能登半島地震住宅取得奨励金

☎ 住民福祉課：☎ 52-3621

100万円
(定額)

震災により住家に被害を受け、町内で新築(新築物件の購入)する世帯に、奨励金を支給します。

対象世帯：令和6年1月1日時点で穴水町に住所を有し、住家の罹災判定が半壊以上で、町内に新築または新築物件を購入する、町税等の滞納がない世帯

※被災者生活再建支援金(国)の加算金申請(建設・購入)を行い、該当している世帯は申請不要

石川県義援金 (住家被害)

☎ 会計課：☎ 52-3690 / 議会事務局：☎ 52-3700

135万円

第一次配分：15万円 第二次配分：60万円 第三次配分：60万円

穴水町義援金 (住家被害)

☎ 会計課：☎ 52-3690 / 議会事務局：☎ 52-3700

7.5万円

震災により被害を受けた世帯に対して、全国から寄せられた義援金を配分します。

石川県義援金 (特別給付分)

1人あたり 5万円

☎ 義援金特別給付分コールセンター
☎0120-102-829

穴水町義援金 (全町民)

1人あたり 2万円

☎ 会計課：☎ 52-3690
議会事務局：☎ 52-3700

応急修理支援制度

☎ 地域整備課：☎ 52-3680

最大 70.6万円

対象範囲：①屋根・基礎・柱・外壁・床など ②トイレなどの衛生設備
③電気・ガス・上下水道などの配管・配線 ④ドア等の開口部

※原則、公費解体との併用はできません

被災宅地等復旧支援事業補助金

☎ 地域整備課：☎ 52-3680

最大 958万円

補助対象：擁壁・宅地のり面の復旧工事、住宅の地盤改良(液状化対策のみ)など

補助金額：最大958万円

石川県：5/6

所有者：1/6

※50万円

※補助対象経費から少額工事相当額50万円(所有者負担)を控除した額のうち、5/6を補助

※50万円以下の工事は制度対象外

例)住宅が全壊し、住宅再建と併せて、宅地復旧を行う場合(耐震改修なし)

補助対象経費：1,200万円(内訳：地盤改良：400万円、宅地復旧：400万円、擁壁復旧：400万円)

1,200万円 - 50万円 = 1,150万円のうち、補助額：958万円(5/6) 所有者：192万円(1/6)

※所有者の総負担額は、192万円に50万円を加算した242万円となります。

被災宅地等復旧支援事業補助金

☎ 地域整備課：☎ 52-3680

①耐震診断：最大9万円(補助率3/4) ②耐震改修等：最大180万円

補助対象：①建築士による耐震診断により、耐震性がないと判断された住宅の耐震改修や傾斜修復など

②建築士へ耐震診断を依頼するためにかかる費用

NEW!!

墓石等復旧支援事業補助金

☎ 環境安全課：☎ 52-3770

最大 10万円
(補助率1/2)

自然災害により被害を受けた、墓石等の復旧・移設などに要した費用の一部を補助します。

補助対象：元の状態への復旧、修繕、移設(穴水町内での移設または町外から穴水町内への移設に限る)並びに新規建立(穴水町内での新規建立に限る)

対象世帯：令和6年1月1日時点で穴水町に住所を有し、町税等の滞納がない世帯

家財道具一時保管支援事業補助金

☎ 環境安全課：☎ 52-3770

最大 5万円

公費解体または自費解体の申請者で、県のホームページに掲載されている事業者が行う家財一時保管サービスを利用した方へ、補助金を給付します。

公費解体

☎ 公費解体専用ダイヤル(平日9時~16時)：☎23-4176

【申請予約】
令和7年1月31日(金)まで

震災で被害を受けた家屋等について、所有者の申請に基づき、町が解体・撤去を行います。